

# 医療専門学校 水戸メディカルカレッジ 学 則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 水戸メディカルカレッジ（以下「本校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）、言語聴覚士法（平成9年法律132号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、学生に対して、深く専門の実学教育を教授するとともに、医療に従事する者として必要な知識・技能及び態度を養うことにつとめ、自由闊達にして教養高く、医療・保健・福祉社会の進展に寄与できる有為な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、医療専門学校 水戸メディカルカレッジと称する。

(所在地)

第3条 本校の所在地は、水戸市東原3丁目2番5号とする。

(課程、学科、修業年限、収容定員等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、収容定員及び在学年限は、次の通りとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	区分
医療専門課程	理学療法学科	3年	40名	120名	昼間
	言語聴覚療法学科	3年	40名	120名	昼間
	看護学科	3年	40名	120名	昼間

2 前項に定められた修業年限の2倍に相当する年数を在学年限とする。

(自己点検・評価)

第5条 本校は、教育研究水準の向上を図るとともに、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項に定める点検及び評価に関する事項については、幹部会議において協議し、実施する。

## 第2章 学年、学期、休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学期を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 8 条 休業日（授業のない日）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
  - (3) 夏期休業日 8 月上旬から 9 月下旬のうち 4 週間程度
  - (4) 冬期休業日 12 月下旬から 1 月上旬のうち 1 週間程度
  - (5) 春期休業日 3 月下旬から 4 月上旬のうち 2 週間程度
- 2 学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。
- 3 学校長は、前項の規定に関わらず、教育上必要があるときは、休業日に授業を行うことができる。また、必要があるときは授業を中止することができる。

### 第 3 章 入学、休学、退学

(入学時期)

第 9 条 入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 10 条 本校に入学することのできる者は、学校教育法第 90 条第 1 項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者並びに、高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業したと同等以上学力があると認めたと認めたと認めた者で、18 歳に達した者

(出願手続)

第 11 条 入学志願者は、本校所定の入学願書及び学校長が別に定める書類に入学検定料を添えて学校長が定める指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 出願手続に関する事項については、別に定める。

(入学者の選考)

第 12 条 入学者の選考は、学校長が別に定める入学試験を実施し、その合否は入学者選考会議の議を経て、学校長が決定する。

2 入学試験に関する事項については、別に定める。

(転入学)

第 13 条 学校長は、本校に転入学を希望する者がいるとき、欠員がある場合に限り、学校長が定める入学試験を実施し、その合否は幹部会議の議を経て、入学を許可することができる。

2 転入学に関する事項については、別に定める。

(編入学)

第 14 条 学校長は、本校に編入学を希望する者がいるとき、欠員がある場合に限り、学校長が定める入学試験を実施し、その合否は幹部会議の議を経て、入学を許可することができる。

2 編入学に関する事項については、別に定める。

(再入学)

第 15 条 学校長は、本校に再入学を希望する者がいるとき、欠員がある場合に限り、必要により学校長が定める入学試験を実施し、その合否は幹部会議の議を経て、入学を許可することができる。

2 再入学に関する事項については、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第 16 条 選抜により合格の通知を受けた者は、学校長が定める指定の期日までに、保証人連署の誓約書等本校所定の書類に入学金及び授業料等学納金を添えて提出しなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続を完了した者について入学を許可する。

(保証人)

第 17 条 保証人は学生の保護者、もしくは独立の生計を営み、学生の身上に関して一切の責任を負うことができる身元確実な成年者でなければならない。

(転学)

第 18 条 他校への転学を希望する場合は、保証人連署の転学願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(欠席)

第 19 条 学生が病気その他やむを得ない事由により欠席しようとするときは、本校所定の書類にその理由を明記し、速やかに学校長に届け出なければならない。

2 公欠の取扱いについては、別に定める。

(休学)

第 20 条 学生が病気その他やむを得ない事由で長期（2 ヶ月以上）にわたり出席することができないときは、本校所定の書類にその事由を明記し、学校長に休学を願い出なければならない。

- (1) 前項の休学期間は、通算して 2 年を限度とする。ただし、学校長が認めた場合は、その期間をさらに 1 年延長することができる。
- (2) 休学期間は、第 4 条第 2 項に規定する在学期間に算入しない。
- (3) 休学期間中の授業料等は徴収しないが、休学が学期の途中である場合はその学期の授業料等は全額徴収する。
- (4) 学校長は必要があると認めたときは、学生に休学を命ずることができる。

(復学)

第 21 条 前条の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、あらかじめ本校所定の書類にその事由を明記し、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 復学が学期の途中である場合は、その学期の授業料等は全額徴収する。

(留学)

第 22 条 外国の専門学校、大学その他学校長が認める外国の教育施設で学修することを志願する学生は、学校長の許可を受け、留学することができる。

(出席停止)

第 23 条 学生が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他学校長が必要と認めたときは、法令で定めるところにより、その学生に対し出席停止を命ずることができる。

(退学)

第 24 条 病気その他のやむを得ない事由により、学生が退学しようとするときは、本校所定の書類にその理由を明記し、学校長の許可を受けなければならない。

(本校の命ずる退学)

第 25 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、幹部会議の議を経て、退学を命ずることができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者
- (2) 第 4 条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第 20 条に定める休学期間を超えて、なお復学しない者
- (4) 学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(除籍)

第 26 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、幹部会議の議を経て、除籍とすることができる。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 失踪の宣告を受けた者
- (3) 本校の教育理念に著しく反し、なおかつその行為・内容が悪質である者
- (4) その他、幹部会議で除籍が適切な処分と判断された者

(変更届)

第 27 条 学生及び保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときには、本校所定の書類にて速やかに届け出なければならない。

#### 第 4 章 教育課程、授業単位数・時間数及び履修方法

(教育課程及び授業単位数・時間数)

第 28 条 教育課程及び授業単位数・時間数は、別表〈理学療法学科：別表(1)、言語聴覚療法学科：別表(2)、看護学科：別表(3)〉のとおりとする。

2 各学科における教育課程及び履修方法等に関する事項については、別に定める。

(単位及び時間数)

第 29 条 単位については、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定によるものとし、1 単位の時間数を次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の範囲内で定める時間数をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲内で定める時間数をもって 1 単位とする。
- (3) 臨床実習及び臨地実習については、40 時間から 45 時間の範囲内で各学科が定める時間数をもって 1 単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前一号及び前二号に規定する基準を考慮して本校が定める時間数をもって 1 単位とする。

(既修得単位認定)

第 30 条 認定の可否については、教員会議の議を経て、学校長が認定する。

2 本校に入学する以前に学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、専修学校(専門課程)若しくは養成所等において既に修得した授業科目の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修得内容を審査・評価し、当該授業科目が各学科の教育内容に相当すると認められる場合は、総修得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で単位を認定することができる。

3 既修得単位認定に関する事項については、別に定める。

(学修評価)

第 31 条 学修の評価は、試験の成績及びレポート、平素の授業態度、技術習得状況、出席状況並びに臨床実習又は臨地実習の成績等により科目担当講師が評定する。

2 学修評価の基準に関する事項については、別に定める。

(単位認定)

第 32 条 学校長は、各授業科目を履修し、各科目の学修評価で合格した者に対して、教員会議の議を経て、単位を認定する。

(進級認定)

第 33 条 学校長は、当該学年の課程を修了した者に対して、教員会議の議を経て、進級を認定する。

2 納入すべき学納金が未納の者については、原則として進級を認めない。

(卒業認定)

第 34 条 学校長は、第 28 条に定める教育課程の全て修得した者に対して、教員会議の議を経て、卒業を認定する。

2 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者については、原則として卒業を認めない。

3 納入すべき学納金が未納の者については、原則として卒業を認めない。

(称号授与)

第 35 条 学校長は、前条により、卒業を認定した者に対して、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格取得)

第 36 条 本校を卒業した者には、次の資格が与えられる。

- (1) 理学療法学科を卒業した者には、理学療法士国家試験の受験資格が与えられる。
- (2) 言語聴覚療法学科を卒業した者には、言語聴覚士国家試験の受験資格が与えられる。
- (3) 看護学科を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

## 第5章 教職員

(教職員)

第37条 本校には、次の(1)～(5)の教職員を置く。また、(6)の教職員を置くことができる。

- (1) 学校長
- (2) 副校長及び専任教員
  - 理学療法学科 専任教員 6名以上  
(うち、学科長1名、実習調整者1名以上を置く)
  - 言語聴覚療法学科 専任教員 5名以上 (うち、学科長1名を置く)
  - 看護学科 副校長 1名  
専任教員 8名以上  
(うち、学科長1名、実習調整者1名以上を置く)
- (3) 事務職員 3名以上 (教務事務を含む)
- (4) 学校医 1名
- (5) カウンセラー 1名
- (6) その他必要な教職員

2 学校長は、本校を代表し、所属職員の監督及び学務を統括運営する。

(組織及び運営)

第38条 学校長は理事会の承認を得て理事長が任命する。

- 2 専任教職員の就任、委嘱、解嘱等については、幹部会議の議を経て、理事長が任命する。
- 3 本校の組織及び会議等の運営に関する事項については、別に定める。

## 第6章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第39条 入学検定料、入学金及び授業料等学納金は、次の通りとする。

(単位：円)

入学検定料		25,000					
学納金	学科	学年	入学金	授業料	施設設備費	実験実習費	計
	理学療法学科 言語聴覚療法学科	1年次		450,000	980,000	200,000	200,000
2年次			—	980,000	200,000	200,000	1,380,000
3年次			—	980,000	200,000	200,000	1,380,000
合計			450,000	2,940,000	600,000	600,000	4,590,000
看護学科	1年次		200,000	560,000	185,000	185,000	1,130,000
	2年次		—	560,000	185,000	185,000	930,000
	3年次		—	560,000	185,000	185,000	930,000
	合計		200,000	1,680,000	555,000	555,000	2,990,000

- 2 入学を志望する者は入学検定料を納入しなければならない。
- 3 入学を許可された者は入学金及び授業料等を納入しなければならない。
- 4 本校に在籍する学生は授業料等を納入しなければならない。

- 5 入学検定料、学納金は、学校長が指定する期日までに納入しなければならない。
- 6 授業料等には授業料、施設設備費、実験実習費が含まれる。
- 7 一旦納入された入学検定料、学納金は、原則として返還しない。
- 8 学校長は特別の事情があると認められる者には、学校長の了承を得られた者に限り、延納又は分納を認めることがある。

(その他の費用等)

第 40 条 教科書代、ユニフォーム代、教材教具費等のその他の費用は、学納金とは別に学生が負担する。

- 2 その他の費用に関する事項については、別に定める。

## 第 7 章 賞 罰

(褒章)

第 41 条 学生が成績優秀にして、他の模範となるときは、表彰することがある。

- 2 褒章に関する事項については、別に定める。

(懲戒)

第 42 条 本校の規則若しくは学校長の指導に背いた者、又は学生の本分に反する行為があった者を懲戒することがある。

- 2 懲戒は、訓告、停学、退学、除籍とする。
- 3 懲戒に関する事項については、別に定める。

## 第 8 章 健康管理

(健康管理)

第 43 条 健康診断は、毎年 1 回以上定期的にこれを行う。

- 2 健康管理に関する事項については、別に定める。

## 第 9 章 附 則

(改廃)

第 44 条 この学則の改廃は、幹部会議の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第 45 条 この学則の施行に関し、必要な細則は別に定める。

附則 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
改正後の第 28 条に規定する別表(1)、別表(2)の教育課程及び授業単位数・時間数は、平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
改正後の第 28 条に規定する別表(1)の教育課程及び授業単位数・時間数は、令和 2 年度入学者から適用し、平成 31 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
改正後の第 28 条に規定する別表(3)の教育課程及び授業単位数・時間数は、令和 4 年度入学者から適用し、令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

理学療法学科 教育課程表

理学療法学科	教育内容	科目名	授業形態	単位	時間	1年		2年		3年		
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎分野	科学的思考の基盤	統計学	講義	2	30	30						
		情報処理技術論	講義	2	30	30						
	人間と生活	心理学	講義	2	30	30						
		外国語	講義	2	30	30						
		基礎物理学	講義	2	30	30						
	社会の理解	コミュニケーション論	講義	2	30	30						
		社会学	講義	1	16	16						
		倫理学	講義	1	16	16						
		基準単位数(14)		14	212	212	0	0	0	0	0	
		計14		14	212	212	0	0	0	0	0	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	運動機能解剖学	講義	2	46	46						
		基礎解剖生理学	講義	2	46	46						
		解剖学Ⅰ	講義	2	30	30						
		解剖学Ⅱ	講義	2	30	30	30					
		生理学	講義	2	60	60						
		人間発達学	講義	1	16		16					
		体表解剖学Ⅰ	講義・演習	2	46	46						
		体表解剖学Ⅱ	講義・演習	2	46	46			46			
		解剖学見学実習	講義・演習	1	30				30			
			基準単位数(12)		16	350	122	136	62	30	0	0
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	公衆衛生学	講義	1	16	16						
		病理学	講義	2	30	30						
		臨床心理学	講義	2	30	30						
		内科学	講義	2	30	30						
		整形外科	講義	2	30	30						
		精神医学	講義	1	16	16						
		神経内科学	講義	1	16		16					
		小児科学	講義	1	16		16					
		老年医学	講義	2	30	30			30			
		医療概論Ⅰ	講義	2	30	30			30			
	医療概論Ⅱ	講義・演習	2	30	30			30				
		基準単位数(14)		18	274	16	136	92	30	0	0	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	講義	2	30	30						
		保健医療福祉概論	講義	2	30	30						
		基準単位数(4)		4	60	30	30	0	0	0	0	
	計30		38	684	168	302	154	60	0	0		
専門分野	基礎理学療法学	理学療法概論	講義	1	30	30						
		基礎運動学Ⅰ	講義	1	30	30						
		基礎運動学Ⅱ	講義	2	46	46	46					
		運動学実習	講義・演習	1	30	30			30			
		理学療法研究法Ⅰ	講義	1	30	30			30			
		理学療法研究法Ⅱ	講義	1	30	30			30			
		総合理学療法Ⅰ	講義・演習	1	30	30						
		基準単位数(6)		8	226	60	76	60	30	0	0	
	理学療法管理学	理学療法管理学	講義	2	30	30			30			
			基準単位数(2)		2	30	0	0	30	0	0	0
	理学療法評価学	理学療法評価学基礎Ⅰ	講義・演習	2	46	46						
		理学療法評価学基礎Ⅱ	講義・演習	2	36	36						
		理学療法評価技術論Ⅰ	講義・演習	2	36	36			36			
		理学療法評価技術論Ⅱ	講義・演習	2	36	36			36			
		臨床運動学	講義・演習	2	60	60			60			
		理学療法評価スキル	講義・演習	2	40	40			40			
		理学療法臨床推論	講義・演習	2	60	60			60			
		総合理学療法Ⅱ	講義・演習	1	30	30			30			
		基準単位数(6)		15	344	46	36	112	150	0	0	
	理学療法治療学	日常生活活動論	講義・演習	2	46	46						
		運動療法技術論	講義・演習	2	60	60						
		物理療法学	講義・演習	2	46	46						
		義肢学	講義	1	30	30				30		
		装具学	講義	1	30	30			30			
		循環器・呼吸器疾患理学療法	講義	1	30	30			30			
		内部障害理学療法	講義	1	30	30			30			
		脊髄損傷理学療法	講義	1	30	30			30			
		小児理学療法	講義	1	30	30			30			
		運動器・スポーツ理学療法	講義	1	30	30			30			
		脳卒中理学療法	講義	1	30	30			30			
		神経疾患理学療法	講義	1	30	30			30			
		特殊理学療法	講義・演習	2	46	46			46			
		理学療法臨床スキルⅠ	講義・演習	2	38	38			38			
		理学療法臨床スキルⅡ	講義・演習	2	60	60			60			
			総合理学療法Ⅲ	講義・演習	4	120	120			120		120
	基準単位数(20)		25	686	46	106	120	234	60	120		
地域理学療法学	生活環境論	講義	1	30	30							
	地域理学療法論	講義	2	46	46			46				
	介護予防と自立支援	講義・演習	1	30	30			30				
		基準単位数(3)		4	106	0	30	46	30	0	0	
臨床実習	見学実習Ⅰ	実習	1	45	45							
	見学実習Ⅱ	実習	1	45	45							
	地域理学療法実習	実習	1	45	45			45				
	評価実習	実習	3	135	135			135				
	総合臨床実習Ⅰ	実習	7	315	315			315				
	総合臨床実習Ⅱ	実習	7	315	315			315				
		基準単位数(20)		20	900	45	45	45	135	315	315	
	計57		74	2292	197	293	413	579	375	435		
必須科目授業時間合計 101					126	3188	577	595	567	639	375	435

## 言語聴覚療法学科 教育課程表

療言 法語 学聴 学科 学	教育内容	科目名	授業形態	単位	時間	1年		2年		3年	
						前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎分野	人文科学	コミュニケーション論	講義	4	60	30	30				
		倫理学	講義	2	30	30					
	社会科学	社会学	講義	2	30	30					
		心理学	講義	2	30	30					
	自然科学	生物学	講義	2	30	30					
		情報処理	講義・演習	2	30	30					
		公衆衛生学	講義	2	30	30					
		統計学	講義	2	30	30					
	外国語	英語	講義	4	60	30	30				
	保健体育	保健体育	実技	2	30						30
	基準単位数(12)		24	360	270	60	0	0	30	0	
	計12単位(360時間)以上		24	360	270	60	0	0	30	0	
専門基礎分野	基礎医学	医学総論	講義	2	30	30					
		解剖学	講義	4	60	60					
		臨床生理学	講義	2	30	30					
		病理学	講義	2	30	30					
		基準単位数(3)		10	150	90	60	0	0	0	0
	臨床医学	内科学	講義	2	30	30					
		精神医学	講義	1	15	15					
		形成外科学	講義	1	15	15					
		小児科学	講義	2	30			30			
		耳鼻咽喉科学	講義	2	30			30			
		臨床神経学	講義	2	30			30			
		基準単位数(6)		10	150	0	60	90	0	0	0
	臨床歯科医学	臨床歯科医学(口腔外科学)	講義	2	30			30			
		基準単位数(1)		2	30	0	30	0	0	0	0
	音声・言語・聴覚医学 (神経系の構造・機能及び病態含む)	聴覚医学(聴覚系の構造・機能)	講義	2	30			30			
		音声医学(呼吸・発声・発語の機能)	講義	2	30			30			
		言語医学(神経系の構造・機能・病態)	講義	2	30			30			
		基準単位数(3)		6	90	0	30	60	0	0	0
	心理学	生涯発達心理学	講義	4	60	30	30				
		臨床心理学	講義	2	30	30					
		認知心理学	講義	2	30			30			
		学習心理学	講義	2	30				30		
		心理測定法	講義	2	30				30		
		基準単位数(7)		12	180	30	60	30	60	0	0
		言語学	言語学概論	講義	2	30	30				
		心理言語学	講義	2	30	30					
		基準単位数(2)		4	60	0	60	0	0	0	0
	音声学	音声学	講義	2	30	30					
		基準単位数(2)		2	30	0	30	0	0	0	0
	音響学	音響学	講義	2	30			30			
聴覚心理学		講義	2	30				30			
	基準単位数(2)		4	60	0	0	30	30	0	0	
言語発達学	言語発達学	講義	2	30	30						
	基準単位数(1)		2	30	30	0	0	0	0	0	
社会福祉・教育 (社会保障制度及び関係法規含む)	リハビリテーション概論	講義	2	30	30						
	社会福祉学	講義	2	30						30	
	基準単位数(2)		4	60	30	0	0	0	0	30	
	計29単位(840時間)以上		56	840	180	330	210	90	30	0	
専門分野	言語聴覚障害学総論	言語聴覚障害学総論Ⅰ	講義	2	30	30					
		言語聴覚障害学総論Ⅱ	講義	2	30	30					
		基準単位数(4)		4	60	30	30	0	0	0	0
		失語・高次脳機能障害学	失語・高次脳機能障害学概論	講義	1	15	15				
		失語・高次脳機能障害学Ⅰ	講義・実技	2	60			60			
		失語・高次脳機能障害学Ⅱ	講義・実技	2	60				60		
		失語・高次脳機能障害学Ⅲ	講義・実技	3	90					90	
		基準単位数(6)		8	225	0	15	60	60	90	0
	言語発達障害学 (脳性麻痺及び学習障害含む)	言語発達障害学概論	講義	1	15	15					
		言語発達障害学Ⅰ	講義・実技	1	30			30			
		言語発達障害学Ⅱ	講義・実技	2	60				60		
		言語発達障害学Ⅲ	講義・実技	2	60					60	
		基準単位数(6)		6	165	0	15	30	60	60	0
		発声発語・嚥下障害学 (吃音含む)	発声発語障害学概論	講義	1	15	15				
	発声発語障害学Ⅰ		講義・実技	3	90			45	45		
	発声発語障害学Ⅱ		講義	2	30			30			
	発声発語障害学Ⅲ		講義	2	30			30			
	発声発語障害学Ⅳ		講義	2	30				30		
	発声発語障害学Ⅴ		講義	2	30					30	
	嚥下障害学概論		講義	2	30	30					
	嚥下障害学Ⅰ		講義・実技	2	60			30	30		
	嚥下障害学Ⅱ		講義・実技	2	60					60	
	基準単位数(9)			18	375	0	45	135	105	90	0
	聴覚障害学 (聴力検査・補聴器及び人工内耳含む)	聴覚障害学概論	講義	2	30	30					
		聴覚障害学Ⅰ	講義・実技	1	30	30					
		聴覚障害学Ⅱ	講義・実技	1	30			30			
		聴覚障害学Ⅲ	講義・実技	1	30				30		
		聴覚障害学Ⅳ	講義・実技	2	60					60	
		基準単位数(7)		7	180	30	30	30	30	60	0
		計32単位(945時間)以上		43	1005	60	135	255	255	300	0
臨床実習	臨床実習Ⅰ	実習	4	160					160		
	臨床実習Ⅱ	実習	8	320						320	
	基準単位数(12)(480時間)以上		12	480	0	0	0	160	0	320	
	計44単位(1425時間)以上		55	1485	60	135	255	415	300	320	
選択必修分野 (専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行なう)	解剖学実習	実技	1	45					45		
	一般臨床医学	講義	1	15			15				
	接遇・マナー演習Ⅰ	講義・演習	1	15	15						
	接遇・マナー演習Ⅱ	講義・演習	1	15				15			
	言語評価技術論	実技	2	60			60				
	言語聴覚療法	講義	4	120					60	60	
	計8単位(210時間)以上		10	270	15	0	75	60	60	60	
	合計93単位(2835時間)以上		145	2955	525	525	540	565	420	380	

看護学科 教育課程表

看護学科	教育内容	科目名	単位			時間	1年		2年		3年	
			講義	実習	計		前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎分野	科学的思考の基礎	物理学	1		1	15		15				
		情報科学	1		1	30		30				
		英語	1		1	30		30				
		論理と表現	1		1	30		30				
		心理学	1		1	30		30				
		哲学	1		1	15				15		
		教育学	1		1	15				15		
	人間と生活、 社会の理解	倫理学	1		1	15			15			
		文化人類学	1		1	15			15			
		社会学	1		1	15				15		
		人間関係論	1		1	30		30				
		家族論	1		1	15				15		
		健康とスポーツⅠ	1		1	15		15				
		健康とスポーツⅡ	1		1	15				15		
小計 14単位・14科目(285時間)		14		14	285	180	15	75	15			
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと 回復の促進	形態機能学Ⅰ	1		1	30	30					
		形態機能学Ⅱ	1		1	30	30					
		形態機能学Ⅲ	1		1	30	30					
		形態機能学Ⅳ	1		1	30	30					
		形態機能学Ⅴ	1		1	30	30					
		形態機能学Ⅵ	1		1	15	15					
		疾病と治療Ⅰ	1		1	30		30				
		疾病と治療Ⅱ	1		1	30		30				
		疾病と治療Ⅲ	1		1	30		30				
		疾病と治療Ⅳ	1		1	30		30				
		病理学	1		1	30	30					
		生化学	1		1	30	30					
		薬理学	1		1	30		30				
		微生物と感染症	1		1	30		30				
	治療論	1		1	15				15			
	健康支援と 社会保障制度	保健医療論	1		1	15		15				
		社会保障制度	1		1	30		30				
		地域の福祉活動	1		1	15			15			
		地域とリハビリテーション	1		1	15				15		
		公衆衛生	1		1	30			30			
		看護と法律	1		1	15				15		
		小計 22単位・22科目(555時間)		22		22	555	225	240	60	30	
専門分野		基礎看護学	看護学概論	1		1	30	30				
	基礎看護学援助論Ⅰ		1		1	30	30					
	基礎看護学援助論Ⅱ		1		1	15	15					
	基礎看護学援助論Ⅲ		1		1	30		30				
	基礎看護学援助論Ⅳ		1		1	30	30					
	基礎看護学援助論Ⅴ		1		1	30	30					
	基礎看護学援助論Ⅵ		1		1	30	30					
	基礎看護学援助論Ⅶ		1		1	30		30				
	臨床看護技術Ⅰ		1		1	30		30				
	臨床看護技術Ⅱ		1		1	30		30				
	臨床看護技術Ⅲ		1		1	30				30		
	小計 11単位・11科目(315時間)		11		11	315	165	120	30			
	地域・在宅看護論	地域で暮らす人の理解	1		1	15		15				
		地域・在宅看護概論	1		1	30			30			
		地域・在宅看護援助論Ⅰ	1		1	30			30			
		地域・在宅看護援助論Ⅱ	1		1	30				30		
		地域・在宅看護援助論Ⅲ	1		1	15				15		
	小計 5単位・5科目(120時間)		5		5	120		15	60	45		
	成人看護学	成人看護学概論	1		1	30		30				
		成人看護学援助論Ⅰ	1		1	30		30				
		成人看護学援助論Ⅱ	1		1	30			30			
		成人看護学援助論Ⅲ	1		1	30			30			
		成人看護学援助論Ⅳ	1		1	30			30			
	小計 5単位・5科目(150時間)		5		5	150		60	90			
	老年看護学	老年看護学概論	1		1	30		30				
		老年看護学援助論Ⅰ	1		1	30			30			
		老年看護学援助論Ⅱ	1		1	30			30			
	小計 3単位・3科目(90時間)		3		3	90		30	60			
	小児看護学	小児看護学概論	1		1	30		30				
		小児看護学援助論Ⅰ	1		1	30			30			
		小児看護学援助論Ⅱ	1		1	30				30		
		小児看護学援助論Ⅲ	1		1	30				30		
小計 4単位・4科目(120時間)		4		4	120		30	30	60			
母性看護学	母性看護学概論	1		1	30		30					
	周産期にある人の援助論Ⅰ	1		1	30			30				
	周産期にある人の援助論Ⅱ	1		1	30				30			
	周産期にある人の援助論Ⅲ	1		1	15				15			
小計 4単位・4科目(105時間)		4		4	105		30	30	45			
精神看護学	精神看護学概論	1		1	30			30				
	精神看護学援助論Ⅰ	1		1	30				30			
	精神看護学援助論Ⅱ	1		1	30				30			
	精神看護学援助論Ⅲ	1		1	30				30			
小計 4単位・4科目(120時間)		4		4	120			30	90			
看護の統合と実践	医療安全	1		1	30				30			
	看護の研究	1		1	30					30		
	災害看護・国際看護	1		1	30					30		
	看護管理と臨床看護の実践	1		1	30					30		
小計 4単位・4科目(120時間)		4		4	120				30	90		
領域横断科目	保健・医療・福祉援助論	1		1	15				15			
	薬物療法と看護	1		1	15					15		
	終末期と看護	1		1	30					30		
小計 3単位・3科目(60時間)		3		3	60			15	45			
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ		1	1	45	15	30					
	基礎看護学実習Ⅱ		2	2	90			90				
	地域・在宅看護論実習		2	2	90					90		
	成人・老年看護学実習Ⅰ		2	2	90				90			
	成人・老年看護学実習Ⅱ		2	2	90					90		
	成人・老年看護学実習Ⅲ		2	2	90					90		
	成人・老年看護学実習Ⅳ		2	2	90					90		
	老年看護学実習		2	2	90				90			
	小児看護学実習		2	2	90					90		
	母性看護学実習		2	2	90					90		
	精神看護学実習		2	2	90					90		
	看護の統合と実践実習		2	2	90					90		
	小計 23単位・12科目(1005時間)		23	23	23	1035	15	30	90	180	720	
小計 66単位・55科目(2235時間)		43	23	66	2235	180	315	435	495	810		
合計102単位・91科目(3075時間)		79	23	102	3075	585	670	570	540	810		